



第10章 施策の実施計画の策定

1 施策の実施計画

第6章から第9章において示した野火止用水の保存管理、活用、整備、運営・体制の方法を計画的に取り組むため、本計画の実施期間を令和5年度から14年度までの10年間と定め、前半の5年度を短期的計画、後半の5年度を中期的計画と位置付けた。中期的計画においては、整備基本計画を策定し、第1期整備の実施と進捗管理を行う。また、次期以降の保存活用計画の方針についても、将来的なビジョンを長期的計画として記述するが、本計画の評価・検証を行った上で、策定を行うものとする。

また、地域活動などの恒常的な活動については計画期間以降も継続する方針とし、次回に策定する保存活用計画において再度位置付けるものとする。

(1) 短期的計画（令和5～9年度(2023～2027年度)）

史跡の堀や護岸における保存管理の喫緊の課題に対処するための事業を重点的に実施する。また、清流対策事業で整備した各施設について、再整備に向けた調査・研究を行い、将来にわたる史跡整備・運営のための基盤作りを行い、整備基本計画策定の準備を進める。

ア 保存管理

- ・本計画で示した現状変更等の取扱いについて周知、指導を行い、本質的価値を確実に保存する。
- ・剪定や除草、清掃作業等の日常的な史跡の維持管理を行い、外来種・園芸種よりも在来種を優先する。
- ・古文書や過去資料等の調査研究を継続して行い、水路法面の保護方法についても手法研究を行う。また、様々な主体による過去と将来の調査成果をアーカイブとして体系的に保管し、公開していくための仕組みを検討する。
- ・今後保護を要する範囲のD地区について、指定化に向けた協議を行う。
- ・かつて水路が存在した範囲のE地区について、周知の埋蔵文化財包蔵地への増補を行う。水路跡の周知をすることで現状保存を目指しながら、発掘調査や道路・狭小地における工事立会い等によって記録保存を行う。
- ・本計画の進捗管理を実施し、短期的計画の最終年度に中間評価を行う。
- ・水流を維持するため、使用組合と東京都側6市への働きかけを行う。
- ・新座都市計画道路3・4・11放射7号線の事業に際し、野火止用水との交差点における調査を行い、必要な記録の作成と普及啓発を行う。

イ 活用

- ・学校等の教育機関や地域住民との連携・協力体制の構築を継続して推進する。



- ・副読本やリーフレット等の更新を行い、歴史民俗資料館等の展示や各種講座、ウェブサイト等の充実を継続して図る。
- ・情報発信に際しては、最新の ICT 技術の導入を検討する。

ウ 整備

- ・崩落危険箇所については、応急的な崩落防止措置を行いながら、周辺の歩道・植栽等を含めた整備・再整備を検討する。
- ・高木・老木化した樹木を把握し、特に用水の保存と通行者の安全に支障のある樹木については、伐採を行う。さらに、抜根に伴う樹木周辺の復旧手法を検討する。
- ・使われなくなった配管や架設物等については、移設・撤去等に向け、残置場所や設置の経緯等の確認を進める。
- ・見学者や通行者のための歩道の新設・拡幅は、現況の把握を行いながら、改善手法の検討を行う。
- ・説明板や案内板等の設置場所や内容を検証し、一体性が高まる改善に向けた検討を行う。特に劣化の進んだ説明板については、将来を見据えた上で、建替えを先行実施する。また、親水空間の整備を行ったB地区において、説明板を新設する。
- ・過去に整備した各施設の経年劣化等については修繕を行いながら、周辺環境に応じた再整備の手法を検討し、計画的な実施を行う。
- ・整備基本計画策定のための現況把握、情報整理、事例研究等を行い、策定の準備を進める。

エ 運営体制

- ・庁内における連絡会議を設置する。
- ・「（仮称）野火止用水市民会議」の設置に向けた検討をする。
- ・関係機関等との連携を強化する。
- ・町内会、ボランティア団体等の活動を支援する。

(2) 中期的計画（令和10～14年度（2028～2032年度））

史跡の保存管理・整備・活用について短期的計画で検討した事業を、整備基本計画としてまとめ、計画的に実施する。また、再整備に向けた調査・研究は継続し、史跡周辺も含めた一体的な景観改善を検討する。本計画の期間終了までに、次期計画の策定を行う。

ア 保存管理

- ・本計画で示した現状変更等の取扱いについて周知、指導を行い、本質的価値を確実に保存する。
- ・剪定や除草、清掃作業等の日常的な史跡の維持管理を行い、外来種・園芸種よりも在来種を優先する。



- ・古文書や過去資料、動植物等の調査研究を継続して行い、その成果を市民に向けて発信するため、体系的な保管と公開を行うアーカイブを構築する。
- ・今後保護を要する範囲のD地区について、史跡指定を行い、保存活用を検討する。
- ・かつて水路が存在した範囲のE地区について、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、現状保存や記録保存に努め、野火止用水の全体像を把握し、D地区への変更範囲検討する。
- ・本計画の進捗管理を行い、中期的計画の最終年度に次期計画の策定を行う。
- ・水流を維持するため、使用組合と東京都6市側への働きかけを行う。
- ・新座都市計画道路3・4・13練馬東村山線の事業認可された場合、野火止用水との交差点における調査を行い、必要な記録の作成と普及啓発を行う。

イ 活用

- ・学校等の教育機関や地域住民との連携・協力体制の構築を継続して推進する。
- ・副読本やリーフレット等の更新を行い、歴史民俗資料館等の展示や各種講座、ウェブサイト等の充実を継続して図る。
- ・情報発信に際しては、多言語化への対応や最新のICT技術の活用を行う。

ウ 整備

- ・応急的な崩落防止措置を行った崩落危険箇所については、周辺の歩道・植栽等を含めた再発防止のための整備・再整備を検討する。
- ・整備基本計画を策定し、下記の事業を計画的に実施する。
- ・高木・老木化した樹木のうち、用水の保存と通行者の安全に支障のある樹木については伐採・抜根を行い、周辺環境に応じて法面と歩道、植栽等の復旧を行い、景観を維持する。
- ・史跡の景観向上のため、使われなくなった配管や架設物等については移設・撤去等を進め、景観の改善を図る。
- ・見学者や通行者のための歩道の新設・拡幅は、優先的に対処すべき場所を検討した上で、改善の実施を行う。
- ・説明板や案内板等について、より史跡の価値を伝えるため、計画的な更新を行う。
- ・過去に整備した各施設の経年劣化等について対応しながら、再整備の試験的实施と評価を継続し、周辺環境と調和した史跡の整備を継続する。
- ・短期的・中期的計画において実施した整備を、本計画の見直し及び次期整備基本計画に反映させるための評価を行う。

エ 運営体制

- ・庁内における連携体制を維持する。
- ・「（仮称）野火止用水市民会議」を開催する。
- ・関係機関等との連携体制を強化する。



- ・町内会・ボランティア団体等の活動を支援する。

(3) 長期的計画（令和 15～34 年度（2033～2052 年度））

策定した次期以降の計画に基づき、史跡の保存管理・整備・活用を継続する。また、経年劣化や社会情勢の変化に対応するため、再整備に向けた調査・研究を継続し、史跡周辺も含めた一体的な景観を保全する。

ア 保存管理

- ・現状変更等の取扱いについて周知、指導を行い、本質的価値を確実に保存する。
- ・剪定や除草、清掃作業等の日常的な史跡の維持管理を行い、外来種・園芸種よりも在来種を優先する。
- ・古文書や過去資料、動植物等の調査研究を継続して行い、その成果を体系的に保管・公開し、市民に向けて発信する。
- ・新たに史跡指定を行った範囲について、保存活用の方法を計画の見直し時に追記し、公有地化を進める。また、D地区に追加された範囲については、史跡指定を検討する。
- ・かつて水路が存在した範囲のE地区について、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、現状保存や記録保存に努め、野火止用水の全体像を把握し、D地区への変更範囲を検討する。
- ・本計画の進捗管理を行い、定期的な評価と見直しを行う。
- ・多摩川からの自然通水を復活し、豊かな生態系を維持する。
- ・新座都市計画道路3・4・14 保谷秋津線が事業認可された場合、野火止用水との交差点における調査を行い、必要な記録の作成と普及啓発を行う。

イ 活用

- ・学校等の教育機関や地域住民との連携・協力体制の構築を継続して推進する。
- ・副読本やリーフレット等の更新を行い、歴史民俗資料館の展示や各種講座、ウェブサイト等の充実を継続して図る。
- ・情報発信に際しては、多言語化への対応や最新の ICT 技術への更新を行う。

ウ 整備

- ・応急的な崩落防止措置を行った崩落危険箇所については、整備・再整備を行う。
- ・高木・老木化した樹木のうち、用水の保存と通行者の安全に支障のある樹木については伐採・抜根を行い、周辺環境に応じて法面と歩道、植栽等の復旧を行い、景観を維持する。
- ・史跡の景観向上のため、工作物等の移設・撤去等を進め、景観の改善を図る。
- ・見学者や通行者のための歩道の改善は、現況把握を継続して行い、必要に応じて改善を行う。
- ・説明板や案内板等について、より史跡の価値を伝えるため、計画的な更新を行う。



- ・過去に整備した各施設の経年劣化等について対応しながら、再整備の試験的实施と評価を継続し、周辺環境と調和した史跡の整備を継続する。
- ・経年劣化や社会情勢の変化に対応するため、再整備に向けた調査・研究を継続し、整備基本計画の策定・実施・評価を継続する。

工 運営体制

- ・市内における連携体制を維持する。
- ・「（仮称）野火止用水市民会議」を開催する。
- ・関係機関等との連携体制を強化する。
- ・町内会・ボランティア団体等の活動を支援する。

2 実施計画の総括表

これまでに検討した各施策の内容を、短期的計画・中期的計画・長期的計画として整理し、総括表として示した。なお、調査や整備による経過観察を経て再検討を行い、必要条件を検討した上で、計画の先行実施を妨げるものではない。



表 14：施策総括表

事業内容	短期的計画					中期的計画					長期的計画		
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	24・25	34
保存管理	現状変更の取扱い・周知・指導												
	日常的な維持管理												
	調査研究とアーカーカイブ												
	今後保護を要する範囲（D地区）												
	かつて水路が存在した範囲（E地区）												
	保存活用計画												
	水利権維持と自然通水の復活												
	都市計画道路への対応												
	学校等の教育機関、地域住民との連携・協力体制の構築												
	副読本やリーフレット等の更新												
活用	歴史民俗資料館等の展示の充実												
	各種講座・ウェブサイトの充実												
	崩落危険箇所												
	樹木剪定・伐採、草刈り												
	整備基本計画												
	配管や架設物												
	歩道の新設・拡幅												
	説明板・案内板												
	経年劣化等への対応（杭、柵、歩道、ベンチ等）												
	庁内・庁外における連携体制												
整備	関係機関等との連携の強化												
	町内会・ボランティア団体等への活動支援												
	調査研究・成果発信の継続												
	体系的な資料の保管・公開												
	公有地化の推進												
	周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱い												
	水路跡の周知、D地区への変更検討												
	第2期計画、第3期計画												
	使用組合・東京都への働きかけ												
	3・4・14保谷秋津線												
運営体制	情報発信の多言語化												
	ICT技術の活用手法の検討												
	箇所の把握、崩落防止の応急措置、整備手法と再発防止の検討												
	史跡保存と見学者の安全のための伐採、在来種の優先、景観												
	現況調査と伐採・抜根の検討												
	設置場所や経緯等の再確認												
	現況調査と改善手法の検討												
	設置場所・内容等の再検討												
	劣化説明板の修繕、未設置区間での新設												
	再整備手法の検討・試験的実施と評価												

※ 総括表に示した計画は、今後の状況の変化によって見直し・変更する場合があります。